

なお、業者Aは処理業の許可申請に際し、事業の範囲を特定家庭用機器廃棄物に限定しなければ、積替え保管場所の設置に関する住民の同意を得難いとの理由から、特定家庭用機器廃棄物に限定して許可申請したいとの意向である。

(1) 許可の事業範囲について

許可証の「事業の範囲」に記載する産業廃棄物の具体的な種類について、特定家庭用機器廃棄物に限定し、許可することはできるか。

例：廃プラスチック類、金属くず、ガラ陶くず、以上3品目、特定家庭用機器廃棄物に限る。

(2) 積替え保管施設の構造について

業者Aは特定家庭用機器廃棄物の性状から判断して、飛散、流出する恐はないとの理由から、積替保管場所で当該廃家電を屋外に保管する計画であるが、「産業廃棄物中間処理施設の構造指針及び維持管理指針」に規定される保管施設の基準に基づき、建屋内に保管しなければならないこととしてよいか。

答587 (1) 許可証に記載する「事業の範囲」について

産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可証の「事業の範囲」の欄に記載する産業廃棄物の種類の具体的記載については、処理業者が関係者に対し、取り扱う産業廃棄物の種類を明確に示すことができるものであることとされており、特定家庭用機器産業廃棄物の処理を事業の範囲とする事業者については、次の例によることとする。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（以上3品目、特定家庭用機器廃棄物であるものに限る。）

(2) 積替え保管施設の構造について

特定家庭用機器廃棄物は、産業廃棄物の種類としては、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くずの混合物に分類され、その保管施設については、「産業廃棄物中間処理施設の構造指針及び維持管理指針」に規定される構造（建屋等）を有することと指導されたい。（平13.6.1本県事務連絡）

第5節 家電4品目の排出方法

（廃家電の引取り依頼）

問588 家電4品目を排出したいがどこに頼めばよい。

答588 次のとおり廃棄物として引取りを依頼することになる。いずれも、費用がかかる。

①買換えの場合：購入する販売店に引取りを申込む。

②買換でない場合：以前その製品を購入した販売店

⇒その販売店が分からぬ又はすでに無い、引越しのため販売店が遠くなっているなどの場合は、市町村廃棄物担当課へ相談する。

★リユース（再度使用）：リサイクルショップや中古品回収業者などに有価物として買い取ってもらう場合は、「廃棄物」ではなく商品の状態である。（これらショップの電話番号は、電話帳（タウンページ）の「古物商」又は「リサイクルショップ」のページなどを参考にする。）（平13.2S市家電リサイクルQ&A）

（引越しの場合の引取り依頼）

問589 引越しごみで出る家電4品目はどうしたらよいか。

答589 家電4品目は、以前購入した販売店か各市町村へ相談する。（平13.2S市家電リサイクルQ&A）

（廃家電の引取義務）

問590 収集体制は全国的に変わらぬのか。他の自治体も同じなのか。

答590 家電リサイクル法の施行で、全国的に家電4品目の引取りは販売店が基本となる。販売店で引き取る義務のないもの（いわゆる「引取義務対象外品」）は、その市町村に対応が任せられている。（平13.2S市家電リサイクルQ&A）

（指定引取場所への直接搬入する場合）

問591 排出者は直接「指定引取場所」に持ち込めないのか。

答591 持ち込みできる。

（注意点）

- ・指定引取場所は製造業者が運営している。
- ・持ち込む場合、その製品の製造業者によって持ち込む指定引取場所が異なる。
- ・また持ち込む際、家電リサイクル券を郵便局で購入しておくことになるなど、持ち込み条件がある。
- ・事前に指定引取場所に連絡する。（平13.2S市家電リサイクルQ&A）

（販売店へ直接持参する場合）

問592 自分で直接販売店に持参することもできるか。

答592 販売店に持ち込むことも可能と考えられる。

（注意点）

- ・買換えの場合、または過去にその商品を購入した販売店への引取申込みについては、基本的に排出者宅に収集して指定引取場所に運搬することを想定している。
- ・このため、持参されたものの保管スペースなど条件が販売店によって異なる。
- ・まず、その販売店に問い合わせする（料金も含め）。（平13.2S市家電リサイクルQ&A）

（郵送による引渡しの場合）

問593 消費者は特定家庭用機器廃棄物を購入した小売業者や指定取引場所に郵送（小包）してよいのか。

答593 マニフェスト関係事務や料金授受の問題があり、困難と考える。（平12.6.26全国廃棄物行政担当者会議）

（リサイクル料金支払い後は、製造業者に引渡すこと）

問594 リサイクル券センター（RKC）にリサイクル料金が振り込まれているものにつ

いては、製造者に引き渡す必要があると解釈してよいか。

答594 そのとおりである。(平成13.1.30本県聴取)

(腐食・破損したものもリサイクルの対象)

問595 腐食・破損したもの、テレビのブラウン管を破壊したり外したりした場合どうなるのか。

答595 そのような行為をあえて行うことはやめていただきたい。

(理由)

- 腐食や破損があってもリサイクル対象である。指定引取場所では、腐食・破損があっても引取るため、販売店はこのようなものも有料引取りする。
- しかし、機器の原形をとどめないほどに破壊・欠損された場合は、リサイクルすることができないため指定引取場所で拒否されるので、販売店はこのようなものを断ることがある。(平13.2 S 市家電リサイクルQ & A)

(不法投棄された特定家庭用機器の場合)

問596 不法投棄された特定家庭用機器廃棄物のうち「著しく破損・腐食しているもの」は対象機器から除いてもよいとされているが、その判断は不法投棄された土地の管理者が各自判断してよいのか。

答596 実際に回収を行う地方公共団体の判断による。(平12.6.26全国廃棄物行政担当者会議)

第6節 料金

(消費者のリサイクル料金の負担の理由)

問597 排出者(消費者及び事業者)が料金をなぜ支払わなければならないのか。

答597 この法律は、排出時に料金を支払うことを基本としているが、法制定時にも引取り・リサイクルに係る費用を製品購入時に価格に上乗せする方法が適当ではないかという意見があった。しかしながら、家電製品をはじめとする特定家庭用機器は耐久消費財の性格を有し、製品の購入から廃棄まで10年以上の長期間に及ぶものである。もし、製品購入時の価格に上乗せする方法を採った場合、以下のような問題がある。

- ①製品購入時には廃棄時点での実際にかかる費用を予測することは困難であり、廃棄時点において引取り・リサイクルに係る費用が、上乗せされた額より高い(又は低い)ことがあること。
 - ②製品購入から廃棄までの間に製造業者等が倒産した場合、排出者は製品購入時に引取り・リサイクルに係る費用を支払っているにもかかわらず、再度支払わなければならなくなること。
 - ③この法律では法の制定時より前に製造・販売され、既に家庭等で使用されている機械器具も対象とするが、このような機械器具には引取り・リサイクルに係る費用が上乗せされていないこと。
- このため、この法律では、特定家庭用機器廃棄物を排出しようとする者が排出す